

1. 一般社団法人日本病理学会役員選挙について（告示）

本学会の現役員（理事・監事）は、令和 8 年 4 月開催予定の定時社員総会をもって任期満了となります。

令和 8 年度/9 年度役員は、本学会定款ならびに役員選挙関係諸規定に従い、学術評議員の投票によって候補者を選出し、上記総会にて選任されることとなります。つきましては下記要領に従い、令和 8 年度/9 年度役員選挙を実施いたします。

記

○選出方法：

役員選挙は選出区分ごとの立候補制とし、それぞれ定員を超える候補者がいる場合は、学術評議員による選挙（無記名オンライン投票）によって選出します。

○選出区分と定員：理事 20 名、監事 2 名

立候補希望者は下記選出区分ごとに立候補届を提出してください。なお、重複して立候補することはできません。

選出区分 1：地方区選出理事 8 名

- | | |
|-------------|----------------|
| 1-1 北海道支部 | 1 名（支部長） |
| 1-2 東北支部 | 1 名（支部長） |
| 1-3 関東支部 | 2 名（内 1 名が支部長） |
| 1-4 中部支部 | 1 名（支部長） |
| 1-5 近畿支部 | 1 名（支部長） |
| 1-6 中国・四国支部 | 1 名（支部長） |
| 1-7 九州・沖縄支部 | 1 名（支部長） |

選出区分 2：全国区選出理事

（男女両性で構成するものとする）11 名

選出区分 3：口腔病理部会長兼全国区選出理事

（歯科医師免許証保有者）1 名

選出区分 4：監事 2 名

○被選挙人（立候補）資格者：

役員は関連諸規定より「就任年度 4 月 1 日時点での年齢が満 63 歳以下の者とする。」となっており、今回は昭和 37 年（1962 年）4 月 2 日以降に生まれた正会員（学術評議員・一般会員）が被選挙人資格者となります。

○役員立候補者募集要領：

1. 立候補届と被選挙人名簿への登載：

次期役員選挙に立候補される方は、学会ホームページ（以下 HP）から会員システムにログインし、まずご自身の登録内容が最新の情報に更新されているか確認してください。

（<https://member.pathology.or.jp/>）

特に被選挙人名簿に掲載される所属名は、会員システムに登録されている情報が反映されます。事前に必ずご確認ください。その後、「選挙（立候補）」タブより立候補登録を行ってください。登録後、被選挙人名簿に登録されます。

*立候補受付開始：令和 7 年 8 月 12 日（火）

12 時 00 分（正午）

*立候補受付締切：令和 7 年 9 月 1 日（月）

17 時 59 分

*各選出区分において立候補者が定員に満たない場合は、受付期間を延長することがあります。その場合は HP に告示します。

*会員システムにて立候補を登録すると、すぐに登録完了のメールが配信されます。

2. 所信表明（必須）：

会員システム上での立候補の際に、400 字以内の所信をご記入ください。段落、インデント、改行、フォントや下線などによる強調は使えません（反映されません）。

（注：事前に用意されたテキストのコピーを貼り付けられる場合は「Ctrl+V/Command+V」（ペースト）でお試してください）

*選挙管理委員会が必要と判断した場合は、修正をお願いすることがあります。

3. 被選挙人名簿及び所信表明は届出（登録）順に、令和 7 年 9 月 16 日（火）に HP に掲載します。

○選挙実施要領：

1. 選挙人（投票者）名簿の確定

立候補受付開始日（令和 7 年 8 月 12 日）に会員システムに登録されている学術評議員とします。

これに際し、告示日（7 月 15 日）現在の学術評議員名簿を 7 月 29 日に会員専用 HP に公開いたします。会員システム内のご自身の情報とあわせてご確認ください。齟齬がある場合は 8 月 4 日までにご自身の会員システム情報を最新のものとご更新ください。ご不明の点は事務局までお問い合わせください。

2. 投票期間

会員システムでの投票開始日（令和7年9月22日）に投票権のある学術評議員にメールで投票開始のお知らせを配信いたします。該当するにもかかわらずメールが届かない場合は会員システムのご自身の登録を確認の上、事務局までご連絡ください。

＊投票開始：令和7年9月22日（月）

12時00分（正午）

＊投票締切：令和7年10月6日（月）

17時59分

3. 開票結果報告

令和7年10月7日（火）結果はHPにて公表いたします。

○その他：

1. 理事長候補者は、令和7年11月14日（金）に開催される秋期特別総会（名古屋）時の次期役員候補者会にて決定予定です。結果は令和7年11月18日（火）にHP等にて公表いたします。

2. 役員候補者に選出された場合、上記次期役員候補者会へのご出席をお願いすることになります。ご予約いただけますよう、よろしくお願いいたします。

2. 「ゲノム研究用病理組織検体取扱い規程 第2版」発出について

日本病理学会においては、我が国の力学・医療機関・バイオバンク等で、病理診断に力障をきたさない（研究に同意して下さった患者さんに不利益を及ぼさない）適切な採取部位から、ゲノム等オミックス解析に適した質の高い病理凍結組織検体を採取・保管し、また質の高いホルマリン固定パラフィン包埋標本作製していただくことができるように、『ゲノム研究用病理組織検体取扱い規程』を公開して参りました。

研究用規程を解説するため毎年開催する『ゲノム病理標準化講習会』の受講者から、頻回に質問をいただく事項について、実証解析データを追加し、今般『ゲノム研究用病理組織検体取扱い規程 第2版』を編集致しました。病理医・臨床検査技師の皆様には、この研究用規程を力近において、研究推進のために質の高い病理組織検体を引き続き収集して下さるようお願い致します。病理組織検体を用いた解析研究に従事するすべての研究者の皆様には、検体の収集・保管にかかる労力を認識した上で、この研究用規程を活用し、個別化医療に資する研究成果を挙げていただければ幸いです。

「ゲノム研究用病理組織検体取扱い規程 第2版」は以下HPよりご覧ください。

<https://www.pathology.or.jp/news/whats/genome-ver2.html>

3. 第48回（令和7/2025年）日本病理学会認定施設および登録施設の認定申請について

【重要なお知らせ】

病理学会では施設認定制度を現制度（認定施設、登録施設）から新制度（認定施設 S, A, B, C）へ移行予定です。

・現制度での新規募集は今回が最後となります。

・現制度の認定期間は2027/3/31で終了します。

・新制度は2027/4/1より認定開始予定です。

（2026年秋に募集受付予定）

・詳細は2025年秋の理事会後にホームページ等で周知いたします。

A：日本病理学会「認定施設」の認定申請（新規）について

第48回（令和7/2025年）の認定審査のための申請を下記の通り受け付けます。申請ご希望の施設は、書類を以下よりダウンロードの上、申請してください。申請には前年（2024年）の剖検例が剖検輯報に登録されていることが必須条件です。こちらは新規申請に関するご案内です。更新申請ではありませんのでご注意ください。

1) 申請に必要な書類

①日本病理学会認定施設認定申請書 1通

（MS-Word版）

②認定施設認定申請書資料 1通

（MS-Word版）

2) 申請書類提出先（郵送のみの受付）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-17

神田INビル6階

日本病理学会事務局 認定施設申請受付係

TEL：03-6206-9070

3) 申請締切

2025年10月31日（金）消印有効

4) 認定施設の主な条件

常勤の病理専門医研修指導医が最低1名いること。

8体程度/年の剖検があること。

NCDを通じて剖検データを登録していること。

※申請をする施設は、2024年（1月～12月）の剖検データを、その施設として登録完了後、施設申請書類を病理学会へ送付してください。（連携している施設とデータを一緒に登録することはできません）

剖検データはNCDにて登録受付中です。登録されていない場合、申請は認定されません。詳細は以下をご確認ください。

<https://www.ncd.or.jp/info/information/5123.html>

申請に必要な書類はHPよりダウンロードしてください

い。

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/2025shisetunintei.html>

B：日本病理学会「登録施設」の認定申請（新規）について

第48回（令和7/2025年）の登録施設確認を行うにあたり、下記により確認申請を受付けます。申請ご希望の施設は、書類を以下よりダウンロードの上、申請してください。申請には前年（2024年）の剖検例が剖検輯報に登録されていることが必須条件です。こちらは新規申請に関するご案内です。更新申請ではありませんのでご注意ください。

1) 申請に必要な書類

- ①日本病理学会登録施設確認申請書
（MS-Word版）1通
- ②日本病理学会登録施設被登録承諾書
（MS-Word版）1通
- ③登録施設確認申請書資料
（MS-Word版）1通

<注意>

①は既に認定施設として認定されている大学の病理学講座・病理部や市中病院の病理部等が記入してください。

②はこれから登録を受けようとする病院が記入してください。

③はこれから登録を受けようとする病院の専任又は非専任の病理医が記入することが望まれます。

※①～③を一緒に封筒でお送りください

2) 申請書類提出先（郵送のみの受付）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-17
神田INビル6階
日本病理学会事務局 登録施設申請受付係

3) 申請締切

2025年10月31日（金）消印有効

4) 登録施設の主な条件

親施設となる認定施設と協力関係を結ぶ必要がある。

1体程度/年の剖検があること。

NCDを通じて剖検データを登録していること。

※申請をする施設は、2024年（1月～12月）の剖検データを、その施設として登録完了後、施設申請書類を病理学会へ送付してください。（連携している施設とデータを一緒に登録することはできません）

剖検データはNCDにて登録受付中です。登録されていない場合、申請は認定されません。詳細は以下をご確認ください。

<https://www.ncd.or.jp/info/information/5123.html>

申請に必要な書類はHPよりダウンロードしてください。

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/2025shisetunintei.html>

4. 会員の訃報

以下の方がご逝去されました。

武川 昭男 元学術評議員（令和7年1月27日ご逝去）